

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 鄭 秀珍

歴史的環境の保全は、建築物の保護を中心とした「点的保存」から町並み全体の保存である「面的保存」へと概念を広げてきており、地域における歴史的な側面や社会的な側面を内包した環境の表現形ともいえる景観の保全が重視されるようになってきた。

本研究では、町並み景観保全の実践的な制度として位置づけられる伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）を対象として、「場の景観」という観点から、保存の現状を明らかにするとともに、景観保全のあり方について検討することを目的としている。具体的には次の3点である。

(一)：重要伝統的建造物群保存地区の保存計画における保存の方針、指定範囲や指定物件等を整理・分析し、制度による景観保存の現状について明らかにする。(二)：「伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示している」とされている選定地区について、各地区の場の景観特性を分析するとともに、制度による保存の実態とを比較する。(三)：場の景観保全の観点からみた伝建制度の問題点を明らかにし、制度のあり方について考察する。

本論文は以上の目的に従って5章で構成されており、1章では、本研究を進める上での背景と目的、関連する既往研究、研究の位置づけを述べている。

2章では、伝建制度による景観保存の現状について明らかにしている。特に、「伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」という選定基準(三)で選定された地区を「周囲環境重視型地区」と呼び、景観保存の現状について整理・分析を行い、以下の3点を明らかにしている。①「周辺環境」の定義が各地区で異なっており、結果的に歴史的な環境の保存が不十分となっている。②伝建制度は必ずしも面的保存に十分な役割を果たしておらず、伝建制度以外の制度を組み合わせて保存が行われている。③保存対象として指定された工作物や環境物件の選定に際して統一的な基準が示されていないため地区ごとに差異が生じている。

また3章では、周囲環境重視型地区における場の景観特性と、制度による保存の実態とを比較検討し、両者の乖離について分析を行っている。分析に際しては、対象地における場の景観構成要素の分布パターンから景観構造をタイプ分類し、タイプごとに、中心性、方向性、領域性の観点から、それぞれの特性を分析している。そして、各地区における制度による指定範囲や指定物件の現状と比較検討し、両者の乖離を明らかにしている。その結果、①周囲の環境、特に自然環境に対する保存配慮が十分ではなく、制度本来が目標と

する保存とは考えにくい。また、②指定範囲や指定物件の分布パターンがもたらす構造的な乖離が生じていることが明らかになった。

そして4章では、詳細事例調査地として、京都府美山町北地区、島根県大田市大森銀山地区、佐賀県有田町有田内山地区の3地区をとりあげ、3章で明らかにした景観保全に対する伝建制度の問題点を確認するとともに、選定の前後における景観変化を明らかにし、制度による景観への影響について考察している。その結果、地区毎に様相は異なっているが、総じて建築物群（集落）の保存、復旧は促進されるものの、指定範囲が限られかつ指定物件も限定されるケースが多いことから、周囲の環境をも含んだ一体的な保全は十分ではなく、地区の景観特性に混乱を生じさせていることが明らかとなった。

5章は結論であり、本研究のまとめと今後の課題について述べている。本研究では、場の景観保全という観点のもとに実態の分析を行った結果、周囲の環境をも含んだ保全の仕組みが未だ十分に確立しておらず、特に景観構成要素間の関係を保全し景観構造を守ることのできる保全方策の必要性を指摘している。

以上、本研究は歴史的町並み保全の代表的制度である伝建地区制度について「馬の景観」の観点から調査分析を行い、要素（物件）の点的な保存を有力な手法とする現行制度の問題点を明らかにするとともに、要素相互の関係が形成する景観構造の保全の必要性を示唆するものとして高く評価される。本研究は今後の歴史的環境保全のあり方に関する重要な知見を提供すると考えられ、学術上、応用上、寄与するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として価値のあるものと認めた。